

2026 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社サトウ産業
(コード番号 3450 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 佐藤 明郎
問合せ先 取締役総務部長 大野 智美
T E L 025-520-2288
U R L <https://www.sato-san.jp/>

TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 16 日開催の当社臨時取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に「有価証券上場廃止申請書」を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。これにより、当社は、TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、上場廃止申請をすることになります。なお、当社は、事前に当社の議決権の 3 分の 2 以上を保有する株主から書面にて上場廃止申請に係る同意を得ております。

記

1. 上場廃止申請を行う理由

当社は、2021 年 10 月に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場しました。上場の最大の目的は、「究極の社員教育である」とことと掲げました。上場以来 5 年を経過し、その目的は、果たされたことを実感しております。また、上場による知名度の向上、信頼性の醸成から、地元雇用の受け皿になるという社会的貢献も一定の結果を残すことができたと自負しております。

一方で現在、私たちを取り巻く世界的な環境は、益々不透明さを増しております。その中で、今日までに培われた「知名度 信用力」を駆使し、新たな世界へ挑戦していくためには、より迅速かつ柔軟な経営判断、機動的な意思決定を行う必要があると判断し、上場廃止の申請を行うこととした次第です。これより退路を断ち、覚悟を持って当社の経営理念である、「柔軟 奇抜 大胆」を体現してまいり所存です。

2. 上場廃止申請及び今後の予定について

上場廃止申請を行う場合、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により、株主総会の特別決議を要することとなっております。しかし、当社は、事前に当社の 3 分の 2 以上の議決権を保有する株主から書面にて上場廃止申請に係る同意を得ることにより、株主総会の特別決議を省略することといたしました。本日開催しました当社取締役会において、上場廃止申請の件が承認

可決されたことにより、本日付で東京証券取引所に上場廃止申請書を提出いたします。そして、本日付で当該上場廃止申請書が受理されますと、当社株式は整理銘柄に指定され、20 営業日後に上場廃止となる予定です。

(1) 上場廃止申請書の提出日 7 月 16 日 (木)

(2) 上場廃止日 (予定) 8 月 17 日 (月)

3. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程より当社が TOKYO PRO Market に上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser である株式会社日本M&Aセンターからは、上場廃止までの間は担当 J-Adviser としての業務を継続する予定であると説明を受けております。

以 上